



松本労基協

2025.7.1 vol. **84** 一般社団法人 松本労働基準協会 松本市大字島内 3427-51 電話 0263-40-3600

だより

令和7年6月12日（木）産業安全大会 開催される

令和7年度全国安全週間スローガン

多様な仲間と 築く安全 未来の職場



（一社）松本労働基準協会 七社安全部会長（挨拶）



松本労働基準監督署 西尾署長（挨拶）



（左）マクセルイズミ（株）藤井秀昭 様 （右）パナソニックオートモーティブシステムズ（株）前納良昭 様



いきいき健康体操実演（松本山雅FC ガンズくん、片山様）



大会宣言（（株）ヤマトインテック 小松正史 様）

目次

令和7年度 産業安全大会	2-3
令和7年度 安全管理功労者表彰	3

松本労働基準監督署より	4-7
令和7年度 定時総会開催	8

令和7年度 産業安全大会開会の言葉



(一社) 松本労働基準協会

安全部会長 七社 洋一

安全部会長の七社でございます。清水会長に代わりまして、ご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、日ごろから、当協会の事業運営にあたり格別なご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年度は産業安全衛生大会の県大会を松本地域で開催いたしました。皆様のご支援により、大変多くの皆様にご参加いただき無事終了することができました。改めましてお礼申し上げます。

本年は、例年どおりの松本地域としての大会となりますが、このように多くの会員の皆様に参加をいただきましたことを大変うれしく思い、心より感謝申し上げます。

さて7月1日から7日まで、厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」が実施されます。6月1日から30日までの1ヶ月間は、準備期間となります。

「全国安全週間」は、本年度で第98回を迎えることとなりました。本年度のスローガンは、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」であります。

労働災害の状況を見ますと、令和6年に松本労働基準監督署管内で発生した労働災害のうち、死亡災害については6名の方が亡くなられ、また休業4日以上死傷者は398名となりました。令和5年の死亡災害ゼロから一転し、決して見過ごせない状況にあると考えています。

労働災害を防止するために必要なことは、まず「労働災害を絶対に起こさない」という強い自覚のもと、日々どのようにしたら災害を防止できるかと常に考えながら仕事に取り組むよう、従業員一人ひとりが行動し続けることであると思います。このような風土作り、会社作りが重要ではないかと感じております。

安全が確保されていない生産現場、災害につながりやすい作業工程など、災害防止のために取り除かなければならない「リスク」の存在は、その中にいる人には気づきにくいという側面があります。事業主みずから現場に足を運び、職場パトロールを行うことなどは、事業主の本気度を見せることになり、従業員の安全に対する意識も高まります。

災害の芽や兆しを少しでも感じたら、すぐにその場の従業員に指摘して改善させるなどの行動を起こしていただきたいと思ひます。

今一度、原点に立ち返って安全衛生活動の総点検をお願いいたします。

本日は、お手元の次第にもございますとおり、アメリカでの経験と踏まえた労働災害対策についてご講演を頂くほか、松本山雅FCのオフィシャルマスコットの「ガンズくん」とクラブプロモーションご担当の片山真人（かたやま まさと）様のご協力により、転倒・腰痛予防のための「いきいき健康体操」の実演も行っていただきます。本日の大会における学びを、職場で活かしていただければ幸いです。

最後となりましたが、日頃の松本労働基準監督署のご指導、ご協力に感謝と御礼を申し上げ、また会員事業場様の一層のご発展を、祈念申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。



松本労働基準監督署

署長 西尾 裕一朗

松本労働基準監督署で署長をしております西尾と申します。

本大会開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様には、日頃から労働災害防止をはじめ、労働基準監督署の業務推進につき、格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日は、お忙しい中、本大会の趣旨をご理解いただき、このように大勢の皆様にご出席いただきましたことあらためて感謝申し上げます。

また、本日は、地域の産業安全に、ご功労いただいたパナソニックオートモーティブシステムズ株式会社様、マクセルイズミ株式会社様が、会長表彰を受けられるということ、誠にありがとうございます。

社会での益々のご活躍とともに、当地域の安全水準向上にも、引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、当署管内における労働災害の発生状況ですが、死亡災害について、過去の発生状況から現実的な目標として、毎年ゼロを掲げています。

おかげさまで、令和5年は、はじめて死亡災害ゼロを達成することができましたが、令和6年は一転して、6名の方が亡くなられる残念な状況となっています。

休業4日以上死傷災害についても、令和6年、398人の方が被災され、前年に比べ14人増加しました。過去最少は平成29年、令和2年などで318人でしたが、近年は徐々に増加傾向にあります。

今年は第14次労働災害防止計画、5か年計画の3年目となりますが、目標である死亡者ゼロ、死傷者340人の達成は大変厳しい状況にあります。

特に、死亡災害については、亡くなられたご本人は元より、ご遺族の無念も想像にたくなく、これは何としても防がなければなりません。各職場にとっても、事業の持続可能性を高める、経営リスクの排除という観点から死亡災害ゼロ、是非とも達成いただくべき目標かと思ひます。

労働基準監督署では「～安心して働ける信州のために～」、安心・安全な労働環境の構築に向け、取組を進めています。

安心・安全な労働環境と言っても、様々ありますが、その一丁目・一番地が死亡災害のない、労働災害のより少ない状況であります。

ご案内のとおり、7月1日から第98回全国安全週間が実施され、これに先立つ、今、6月がその準備期間となっています。

今年の週間のスローガンは、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」となっておりますが、このスローガンのもと、安全文化の更なる醸成に向けて、事業者を中心に関係者それぞれが取組みを実施していくこととなっています。

労働災害発生のメカニズム、管理上の欠陥があつて、物の不安全な状態と人の不安全な行動という要素があり、この要素があわさることにより発生するとされています。日々の膨大な作業の中で、この要素が実際にあわさり、災害発生となるケースは稀なことなかもしれませんが、まさか自分が当事者になるはずがないと思ひていても、実際には被災する人が相当数いるという事実があります。

労働災害が現実のものとならないよう、日々の作業において、物・環境の危険と考えられる状態をできる限りなくしてゆくこと、そして、作業における人の危険に対する感度、いわゆる危険感受性を高め、人の不安全行動を防ぐこと、このために常日頃から、組織として、具体的な取組みが求められます。

具体的な取組メニューについて、実施要綱という形で提示させていただいております。この後、説明のお時間をいただいておりますので、各職場での取組の参考としていただくと幸いです。

また、本日の特別講演、講師の長谷川先生からは、「アメリカの労働災害対策に学ぶ安全へのヒント」ということでご講演をいただきます。誰もが知っている言葉、安全第一、セーフティーファースト、この言葉の発祥はUSスチールと私も事あるごとに聞かされてきましたが、日本製鉄との関係がどうなるかというときに、なんとタイムリーな特別講演だと、個人的にはびっくりしているところです。

いずれにしても、本日の大会でこれだと思ひもの、一つでも持ち帰り、新たな取組又はこれまでの取組の改善を図っていただき、「～安心して働ける信州のために～」ご対応・ご協力をお願いできればと思ひます。

最後に、お忙しい中、本大会の開催にご尽力いただきました松本労働基準協会ほか関係団体の役員の方々に感謝申し上げますとともに、本日、ご参加の皆様益々のご発展及びご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

大 会 宣 言

私たちは、「人命尊重」という崇高な理念の下、労働災害という痛ましい事象を二度と起こさぬよう、労使が協調し、総力を挙げて機械・設備の本質的安全化をはじめ、安全衛生委員会等による安全管理活動や、危険予知訓練等の全員参加型の安全活動に取り組むことにより、労働災害防止対策を推進してきた。

しかしながら、令和6年の松塩筑及び木曽地域における休業4日以上の労働災害による死傷者数は398人となり、前年に比べ14人の増加となった。

また、決して起きてはならない死亡災害で6人の尊い命が失われた。

これら労働災害の態様は、作業現場における「転倒」、高所からの「墜落」、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」等、いわゆる従来型災害が多くを占めている。

令和7年度の全国安全週間は、**多様な仲間と 築く安全 未来の職場**

をスローガンとして展開される。

近年、労働災害は増加傾向にあるが、本週間を契機として、機械・設備の点検や作業手順の遵守など、安全職場の基本となるルールを再確認するとともに、職場の全員が安全意識を高め、労働災害につながる潜在的な危険を見つけ出し、その低減を図るリスクアセスメントの取組を強化するなどして、死亡災害の根絶はもちろんのこと、各事業場においては一人の被災者も出さないという理念の実現に向けて全力を挙げて取り組むこととする。

以上宣言する。

令和7年6月12日

令和7年度 産業安全大会

令和7年度 安全管理功労者表彰（（一社）松本労働基準協会長表彰）

お二人は、長年にわたり自社の安全・衛生管理の責任者として、労働災害防止活動に積極的に取組まれ立派な成績を残されました。

また、年間を通じて（一社）松本労働基準協会主催の安全衛生に関する行事・事業活動にも積極的に参加され、これら労働災害防止活動を通して会員事業場の労働災害の減少に多大な貢献をされました。

〈表彰者（法人1・個人1）〉

◇マクセルイズミ株式会社 代表取締役社長 平林 章 様（同社工具事業本部製造部長 藤井 秀昭 様）

◇前納 良昭 様 パナソニックオートモーティブシステムズ株式会社松本工場

特別
講演

「異色の経歴米国国防総省ペンタゴンに表彰された
日本人が語る、アメリカの労働災害対策に学ぶ
安全へのヒント」

一般社団法人リスクウォッチ顧問

（元在日米海軍司令部消防隊予防課長）長谷川 祐子 様



始めに、日本とアメリカの職場安全管理の考え方の相違について〇×形式の質問から始まり、身ぶり手ぶりで熱い講演をいただきました。以下講義内容のポイントを抜粋します。

- ・事故の元を断つための「二重安全装置」ロックアウト・タグアウトの考え方、タグの紹介
- ・現場で事故が起きた時に大切な同僚を守るために「クリッピング」という技術紹介
- ・新規労働者の熱中症対策…新入社員は、以前に高温環境で働いた経験がない限り環境になれる時間が必要です。熱中症を予防するため、最初の1～2週間は暑い時間帯での勤務時間を短くする必要があります。耐熱性を高めるための「20%ルール」を推奨しています。20%ルールとは、新規労働者は初日に通常の勤務時間の20%のみ働くようにする。1週間で100%になるように日々20%ずつ時間を増やしていきます。
- ・熱中症懸念があれば、全身を氷水につける方法が最も効果的に冷却できるとわかってきています。
- ・それから、自分の命は自分で守る。

大変示唆に富んだ講演をいただきました。ありがとうございました。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の公布について

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずることを目的に、このたび令和7年5月14日に「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が公布されました。

今回の労働安全衛生法改正は約10年ぶりの改正となります。

法の概要及び施行期日は下記表のとおりとなりますのでご留意ください。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要

【施行期日：令和8年4月1日（一部例外あり表参照）】

1 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】	施行期日
① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。	一部公布日 一部令和9年4月1日
② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。	一部令和9年1月1日 一部令和9年4月1日
2 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】	
○ ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。	公布後3年以内に政令で定める日
3 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】	
① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。	公布後5年以内に政令で定める日
② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。 なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。	令和8年4月1日
③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。	令和8年10月1日
4 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】	
① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。	令和8年4月1日
② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。	令和8年1月1日
5 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】	
○ 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。	令和8年4月1日

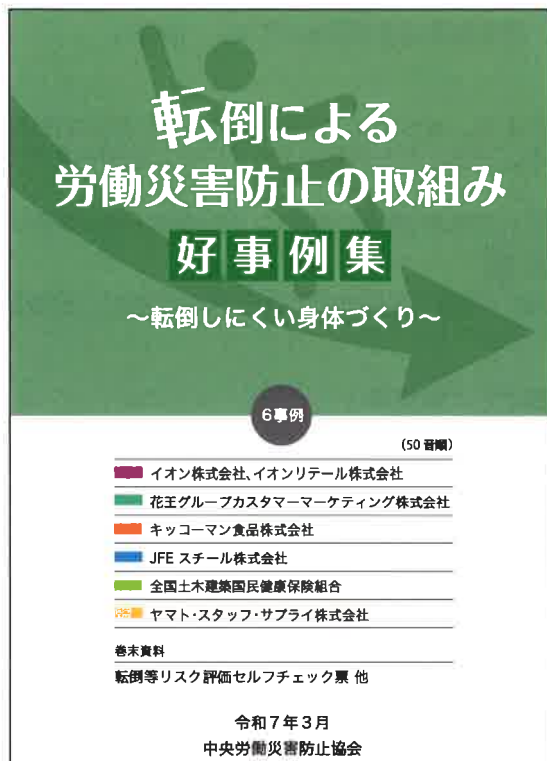
詳細は労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年5月14日法律第33号）及び同法交付通知を参照してください。

厚生労働省法令等データベースサービス、登載準備中の新着法令・新着通知の「労働基準局」分から参照できます。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/new/hourei/>



中央労働災害防止協会から 「転倒による労働災害防止の取組み好事例集」 が公開されました。



転倒による労働災害防止の取組み 好事例集
～転倒しにくい身体づくり～
(中央労働災害防止協会の安全衛生情報センター
HPからダウンロード)

https://www.jisha.or.jp/Portals/0/resources/research/pdf/202503_01.pdf



一層の転倒災害防止の取組み
の推進にご活用願います。

また、厚生労働省では、「転倒予防・腰痛予防の取組」として、ホームページを公開し、転倒予防に使用できる標識例や教育用教材、転倒・腰痛予防体操動画「～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～」を公開しています。是非、ご活用ください。さらに、長野労働局では、今年度、特に「インターバル速歩」の取り組みも呼びかけしています。

転倒災害の防止対策を中心に、高年齢労働者の労働災害防止のため、職場環境改善や運動指導、コラボヘルスなどの取組みにおいては、「エイジフレンドリー補助金」もご活用いただける可能性がありますので、下記のホームページもご参照願います。



転倒予防 腰痛予防

検索



職場3分
エクササイズ

インターバル速歩で健康寿命を延ばす！骨密度の向上効果を実証
信州大学学術研究院
(医学系) / 先鋭領域
融合研究群 バイオメ
ディカル研究所
増木静江 教授



令和7年度エイジフレンドリー補助金 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

<https://www.jashcon-age.or.jp/>

交付申請書類受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日(当日消印有効)

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。



中央労働災害防止協会の中小・第三次産業向けの サービスのご案内

中小規模事業場安全衛生サポート事業

①個別支援

各事業場を訪問し、作業現場や店舗のバックヤード等を拝見します。作業現場の安全状態や作業方法の改善等、安全衛生水準の向上に向けたアドバイスをいたします。所要時間は2時間程度です。（無料）
（セミナーはオンラインでも対応可能です。）

②集団支援

工業団地や協力会、店舗等の複数の事業場にお集まりいただくか、オンラインで安全衛生に関する教育や講演を行います。総会や安全衛生大会、幹事会等の機会を活用し行うことも可能です。約2時間程度の教育や講演となります。内容は事前に調整することが可能です。

対象：原則として労働者数が概ね100人未満の製造業、第3次産業、鉱業及び農業の業種で、労災保険適用の事業場

企業・業界団体等安全衛生総合支援事業

1. 目的：企業・企業集団・業界団体等の本部及び個別事業場（店舗や工場など）の双方を対象に、安全衛生サービスを提供し、安全衛生の向上を目指す事業です。

2. 対象

①業種・・・第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設など）、製造業

②対象企業等・・・多店舗展開の企業、企業グループ、業界団体

③事業場・・・構成する店舗・事業場の大半が300人未満であり、かつ、店舗・事業場数が、10以上（店舗では20以上）が望ましいです。労災保険適用事業場。

3. 支援期間：原則として2年間

4. 支援内容の流れ

①現場確認・・・店舗、工場等において現状把握を実施

②改善計画・・・2年間の安全衛生改善計画を作成

③モデル事業場・・・現場確認実施店舗・事業場から1店舗・工場選定

④総合支援・・・本社、モデル店舗等においてアドバイス、教育等を実施

5. 費用：無料

2つの事業については、こちらの
ホームページをご参照ください

<https://www.w.jisha.or.jp/chusho/support.html>



職場環境改善事業

～ストレスチェックと職場環境改善への取組を体験してみませんか～

【事業の概要】

- ストレスチェックの義務化が予定されている50人未満の事業場について、各種支援等を通じてより良い職場環境を目指します。
- 専門家のヒアリングにより現状把握を行った上で、ストレスチェックや職場環境改善の支援を行います。
- 2年間（2025年5月～2026年12月）通して支援を行います。
- 費用は無料です。（国の補助事業）

【対象業種および事業場】

- 業種：製造業、建設業、第三次産業など
- 規模：20人以上50人未満の事業場 ※業種、企業全体の規模は問いません。 ※労災保険適用事業場が対象です。

【ご実施事項】

- ストレスチェック及びメンタルヘルス推進体制の整備を支援します。
- 貴社の現状把握や支援内容検討のためのヒアリングやアンケート調査などにご協力をお願いします。
- 期間中に中災防のストレスチェックを行います（年1回計2回）。
- ヒアリング結果やストレスチェック結果をもとに中災防の専門家により、職場環境改善の支援を行います（年数回）。

【事業場で主にご担当いただくこと】

- ストレスチェックの実施にあたり、「ストレスチェック実施規程」の設定をお願いします。なお、作成に当たってはひな形の提供及び専門家から支援を行います。
- ストレスチェックを実施するにあたり、人事権の無い従業員の中から医師の面接指導の勧奨やストレスチェック結果の保存を担当する「実施事務従事者」の選任をお願いします。
- ストレスチェック実施後の医師の面接指導の手配は貴社の方で担当願います。なお、各地にある地域産業保健センターの医師に無償で依頼することが可能です。

【事業の効果】

- ストレスチェック実施により、従業員自身のストレスの把握と改善につながります。
- 個々の事業場に合った職場環境改善を行うことで、従業員の生産性への自己評価が改善し、生産性向上が期待できます。
- 従業員のメンタルヘルスに対する意識、事業場全体メンタルヘルス対策の向上が図れます。

【この事業への参加のご希望・問い合わせ先】

中央労働災害防止協会 健康快適推進部研修支援課

Tell : 03-3452-3137 Mail : thp@jisha.or.jp

https://www.jisha.or.jp/Portals/0/resources/health/pdf/hojizigyou_2025.pdf



独立行政法人労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センターの支援事業等

メンタルヘルス不調者の職場復帰等相談支援

事前予約制：事業者からの相談をオンライン（zoom）でお受けします！！

対象：原則として労働者50人未満の事業場

詳しくは、長野産業保健総合支援センターの相談支援ページをご参照ください。

理学療法士等による職場訪問支援事業

高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるように、転倒災害・腰痛災害対策に取り組む事業場に対して、理学療法士等が無料で職場に訪問し支援を行います。

- 1 対象事業場支援を希望する事業場
- 2 支援回数 1事業場あたり、事前ヒアリングを含め2回まで
- 3 支援方法理学療法士等が事業場へ直接訪問します。
- 4 支援内容 ・作業環境から見た転倒防止、腰痛予防対策等に対するアドバイス
・身体能力セルフチェック等の健康測定への助言
・実技指導、運動アドバイス ・社内セミナー



<https://www.naganos.johas.go.jp/%E7%9B%B8%E8%AB%87%E6%94%AF%E6%8F%B4/>

化学物質管理の相談対応

長野産保センターの専門家による無料支援の内容無料支援（原則1回のみ）の内容

- 専門家が無料出張して、事業場での相談に対応。
- 現場の設備、作業状況を見た上で、自律的な管理に向けた必要な実施体制の整備、作業環境の改善等必要な対策についてアドバイス。
- リスクアセスメントのすすめ方、改正労働安全衛生法等に対応した説明。



これらの相談支援等のほか、長野産業保健総合支援センターでは、様々なセミナー等も開催しています（左の二次元コード参照）。

労働安全衛生法に基づく化学物質管理の相談窓口

開設期間：令和7年5月19日～令和8年3月18日（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）（テクノヒル株式会社）
受付時間：平日10：00～17：00（12：00～13：00、土日祝日を除く）

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

【労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要】

- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下または最小限度にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立



電話050-5577-4862

令和7年度 個人ばく露測定定着促進補助金のご案内（（公社）全国労働衛生団体連合会）

化学物質のリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者には、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

補助対象：作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費

補助金上限額：10万円 受付期間：令和7年6月1日（日）～令和7年10月31日（金）（必着）

補助を受けることができる事業者等の詳細な情報はHPをご確認ください。

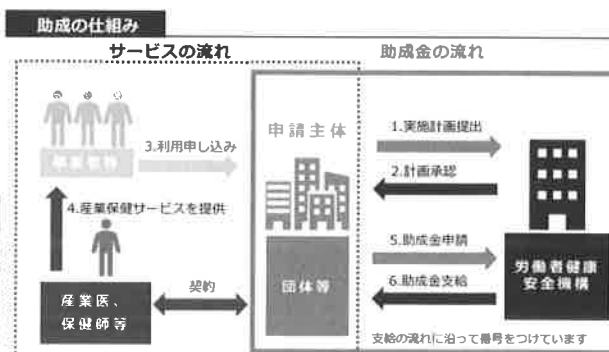


令和7年度「団体経由産業保健活動推進助成金」のご案内

事業者が使用する労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援するため「団体経由産業保健活動推進助成金」を独立行政法人労働者安全機構において実施しております（厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として実施）。

この助成金は、中小企業や労働保険の特別加入者を支援する団体等が、傘下の中小企業等に対し、産業医、保健師等の専門職の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した際、その費用の一部を助成するものです。

事業場における労働者等の健康管理のために、ぜひご活用ください。



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

5/28水

令和7年度 定時総会を開催

ホテルブエナビスタ



令和7年5月28日（水）午後3時30分よりホテルブエナビスタに於いて令和7年度定時総会を開催いたしました。出席者68名、委任状579名のご出席を賜り、第1号議案以下4号議案まで滞りなく承認を頂きましたこと御礼申し上げます。

令和6年は松本労働基準監督署管内で労働災害による死亡者が6名にのぼりました。当協会の事業活動重点事項の一番目は「労働災害防止活動の推進」ですので協会としても会員事業所様の安全安心な職場環境への貢献のため適宜適切に情報発信、安全衛生教育の機会を設けて行きたいと考えています。会員

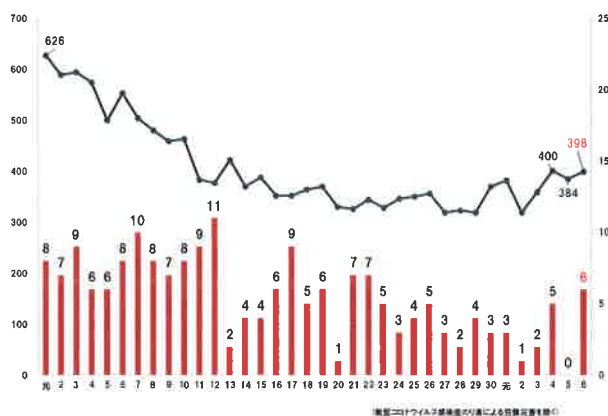
皆様には引き続きご指導ご支援賜りたくお願い申し上げます。

なお当日は、松本労働基準監督署から西尾署長、前田副署長、深見第一方面主任監督官、前田第二方面主任監督官、小林第三方面主任監督官、鎌倉安全衛生課長、長野労働局から古畑労働基準部監督課長のご臨席を賜りました。

※総会第4号議案(理事選任の件)にて新たに2名の理事が選任されました。理事名簿につきましては、7/1付け「長野労基」（付録）令和7年度連合会・地区協会役員名簿を参照お願いいたします。

6/12 産業安全大会資料より抜粋（作成：松本労働基準監督署安全衛生課）

松本労働基準監督署管内の死傷者数の推移



令和6年における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	清掃・と畜業	はさまれ、巻き込まれ トラック	バックカーに段ボールを積み込んでいたところ、当該車両が逸走したため、被災者は車両を止めようとしたが、当該車両に轢かれた。
2	2月	道路貨物運送業	交通事故（道路） トラック	荷下ろしを行ってから所蔵事業場へ帰るため大型貨物自動車運転を運転して、高速道路を走行していたところ、走行車線に停車していた大型貨物自動車（トレーラーダンプ）に追突した。
3	3月	その他の建設業	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク	工事現場に向かうため、軽自動車と高速道路走行中、走行車線に停止していた大型貨物自動車に追突した。
4	3月	道路貨物運送業	衝突され フォークリフト	被災者は、荷役作業をフォークリフトにより行っていたところ、荷が傾いたため、確認しようとして運転席から降りた際、フォークリフトが不安定な状態となり、逸走したものの、横転してきたフォークリフトの下敷きとなった。
5	3月	建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	被災者は、2階建ての民家のリフォーム工事において、屋根の上で作業を行っていたところ、軒先と足場の間から墜落した。
6	7月	土木工事業	転倒 その他の環境等	被災者及び同僚が、林道でそれぞれ分かれて草刈りを行っていたところ、車両の傍で横たわっている被災者を見つけた。
7	7月	教育・研究業	おぼれ 水	被災者は、ダムに転落した乗用車の運転者（事業場関係者）を救助するため入水したが行方不明となり、後日発見され、死亡が確認された。

長野県の死傷者数の推移（平成12年～令和6年）



令和6年における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
8	7月	整備業	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク	軽貨物車で現場に向かっていたところ、センターラインを逸脱した対向車が正面衝突し、軽貨物車の助手席に同乗していた被災者が死亡、軽貨物車を運転していた労働者も重傷を負った。
9	7月	建築工事業	交通事故（道路） トラック	堤防道路において、被災者が運転していたダンプトラックが道路外にはみ出し、横転した。
10	8月	製造業	その他 その他の環境等	被災者は、ペット用電器内で木の削定作業をしていたところ、キイロスズメバチに刺された。
11	8月	その他の事業	転倒 水	水路の保守点検業務において、河道内を右側岸から左側岸に移動していたところ転倒し、流された。
12	10月	建築工事業	交通事故（道路） トラック	現場へ向かうため同乗していたトラックが、対向車のトラックと正面衝突した。
13	10月	建築工事業	交通事故（道路） トラック	整理番号12の被災者と同じトラックに乗車していた。
14	11月	林業	衝突され 立木等	伐木作業において、かかり木を処理するため、かかられている木の受け口を作っていたところ、かかられていた木が折れ、かかり木が外れて被災者に衝突した。
15	11月	農業	墜落、転落 はしご等	高さ3メートルの脚立上で剪定作業中、誤って脚立から墜落した。
16	12月	建築工事業	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	被災者は、2階建ての民家の屋根上で塗装作業を行っていたところ、軒先から墜落した。